

法科大学院認証評価
(追評価)

自己評価書

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

平成20年8月

北海道大学

目 次

I 章ごとの自己評価	
第6章 入学者選抜等	1

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準 6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準 6-1-1 に係る状況）本法科大学院は、「21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成」を教育理念としている。このような教育理念にふさわしい学生を選抜するためのアドミッション・ポリシーとして、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力などの法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜することを定めている。選抜に際して、公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講ずることとしている。

本法科大学院は、教育理念及びアドミッション・ポリシーを明確に定めている。また、アドミッション・ポリシーにおいては、教育理念に沿った具体的な選抜基準を明確に示している。さらに、入学者選抜の基本的な指針として、法科大学院入試の一般的な理念である「公平性、開放性、多様性」に加え、客観性と透明性についても明示している。

入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む）は、法科大学院教員会議の下に設置された入試制度検討委員会及び入学者選抜委員会が担当している。入試制度検討委員会は、上記のアドミッション・ポリシーに基づいて、入試制度の設計とその改善を教員会議に提案することを任務とする。入学者選抜委員会は、教員会議が決定した入試制度にのっとり、教員会議に、入学者選抜の原案を提出することを任務とする。入試業務に関する最終的な決定は、教員会議がすべて行うこととしている。これらの組織により、入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制を整備している。【解釈指針 6-1-1-1】

本法科大学院の教育理念及びアドミッション・ポリシーは、学生募集要項の冒頭に、明記している。《別添資料 1 「平成 21 年度法科大学院学生募集要項（特別選考） 1 頁」》，《別添資料 2 「平成 21 年度法科大学院学生募集要項（一般選考） 1 頁」》，《資料「学生募集要項における教育理念及びアドミッション・ポリシーの記述」》。

また、同じ内容を、本法科大学院のホームページにおいても、公表している。《資料「ホームページにおける教育理念の記述」》及び《「ホームページにおけるアドミッション・ポリシーの記述」》。

さらに、法科大学院学生募集要項及びホームページ（「入試制度」欄）では、入試制度の具体的な内容を記述しており、また、志願者等からの質問に対しては、ホームページ（「FAQ（よくある質問）」欄）において迅速かつ詳細な回答を行っている。

なお、本法科大学院のホームページは、法科大学院開設1年前の平成15年3月に立ち上げて以来、月2回ペースで改訂作業を行っており（平成20年3月末までに約130回改訂），アクセス数も非常に多い、《資料「ホームページのアクセス数」》。このように、教育理念及びアドミッション・ポリシーを事前に周知するための十分な措置を講じている。【解釈指針6-1-1-2】

資料「学生募集要項における教育理念及びアドミッション・ポリシーの記述」

北海道大学法科大学院は、21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を教育理念とする。そのため、入試制度において、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜する。また、選抜にあたっては公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講じる。

（出典：平成21年度法科大学院学生募集要項（一般選考））の「1 アドミッション・ポリシー」）

資料「ホームページにおける教育理念の記述」

北海道大学法科大学院は、21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成をめざします。

（出典：ホームページ「教育理念」欄）

資料「ホームページにおけるアドミッション・ポリシーの記述」

北海道大学法科大学院は、21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を教育理念としています。そのため、入試制度においては、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析能力、思考能力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜します。また、選抜にあたっては、公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講じます。

（出典：ホームページ「入試制度」欄「1 概要」）

資料「ホームページのアクセス数」

調査日時 平成20年6月22日～28日（7日間）

総リクエスト数 8786件

1日の平均リクエスト数 1255件

（出典：法科大学院ウェブサイトアクセス解析）

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6－1－2 に係る状況) 本法科大学院の入試制度は、概略以下のとおりである。まず、すべての志願者を対象とする一般選考に加え、社会人または非法学部出身者を対象とする特別選考を設けている。いずれにおいても、適性試験の成績を主に考慮して第1次選抜を行い、その合格者に対して第2次選抜試験を実施して、最終合格者を決定する。適性試験の成績を「主に」考慮するというのは、ボーダーゾーンにおいては学部の成績等も考慮するという趣旨である。

(1) 特別選考は、「顕著な社会実績を有する者」(例えば、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を有する者、民間企業・NPO・行政機関等において法務を主な内容とする職務に携わった経験を有する者)で出願時に2年以上の社会経験を有する者、または、「法学以外の分野で顕著な実績を有する者」(例えば、法学以外の分野で修士・博士号を有する者)を対象とする。第2次選抜においては、小論文試験及び面接試験を実施し、総合評価によって最終合格者を決定する。具体的には、入学者選抜委員会の下に面接部会と小論文部会を設置し、面接部会に属する複数の面接班(各3名)が上記の顕著な実績の内容や法曹となる動機等について質疑を行い、それに基づいて面接部会が志願者のランク付けを実施する。他方、小論文部会は小論文の出題及び採点を行う。両部会からの報告に基づき、入学者選抜委員会においては、面接におけるランク付けを基本として合格者を決定するが、小論文において顕著に点数が低かった者は不合格とする。これらの者は法律家としての適性を欠くと考えられるからである。

(2) 一般選考については、2年課程と3年課程で異なった選抜方法を行っている。

法学既修者を対象とする2年課程に関しては、第1次選抜を行ったうえで、合格者に対して法律科目試験を実施し、その成績によって最終合格者を決定する。法律科目試験科目は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の7科目である。入学者選抜委員会の下に置かれる法律科目試験部会が出題及び採点を担当する。試験問題は合議によって決定し、採点は複数の委員が担当し、科目ごとの偏差を調整するなど、客観性・公平性を担保する措置を講じている。

法学未修者を対象とする3年課程でも、第1次選抜を行ったうえ、上記小論文部会が出題・採点する小論文試験を実施し、適性試験の成績、小論文試験の成績、学修評価を考慮して最終合格者を決定する。具体的には、次の3つの枠を設けて選抜を行う。第1は、適性試験の成績上位者を合格とする適性試験枠である(ただし、小論文試験の成績が悪い場合は不合格とされる)。第2は、小論文試験の成績上位者を合格とする小論文試験枠である。第3は、小論文試験で比較的良好な成績を修め、かつ、学修評価(学部成績を中心に評価する)でも比較的良好な者を合格とする総合評価枠である。

《別添資料1 「平成21年度法科大学院学生募集要項(特別選考)3頁」》、《別添資料2 「平成21年度法科大学院学生募集要項(一般選考)3頁」》、《別添資料3 「ホームページの『入試制度』」》、《資料「ホームページにおけるFAQ(よくある質問)の例」》。

資料「ホームページにおけるFAQ（よくある質問）の例」

Q ①募集要項では、「適性試験・小論文試験・学修評価のそれぞれにおいて顕著な成績を修めた方を最終合格者とします。」と記載されていますが、これは、適性試験において顕著な成績を修めた者を数名・小論文試験において顕著な成績を修めた者を数名・学修評価において顕著な成績を修めた者を数名というように、それぞれ個別の成績のみで枠を設けて選抜を行うことでしょうか。それとも、それぞれの成績を総合考慮し、それぞれにつき一定程度に顕著な成績を修めた者を最終合格者とするということでしょうか。②また、前者だとした場合、それぞれの枠につき何名程度を予定しているかは決定しているでしょうか。後者だとした場合、それぞれの成績をどのくらいの割合で評価するかは決定しているでしょうか。

A ①基本的には前者です。より詳しく説明しますと、まず適性試験枠では、適性試験において顕著な成績を修めた方を合格とします。ただし、小論文試験の成績がよくない場合は不合格となります。次に小論文試験枠では、小論文試験において顕著な成績を修めた方を合格とします。さらに平成20年度入試までは、学修評価枠を設け、学修評価において顕著な成績を修めていた方を合格としてきましたが、21年度入試からは、学修評価枠に代えて総合評価枠を設け、そこでは小論文試験の成績が比較的良好で、かつ、学修評価においても比較的良好な方を合格とします（ただし、どの程度であれば「比較的良好」であるかは志願者のみなさんの成績分布にもよりますので、あらかじめ一義的に定めることはできません）。②各枠の人数は未定です。出願状況や各試験の成績を考慮して決定する予定です。なお、一応の目安は「東京説明会の概要」に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

（出典：ホームページ「FAQ」欄3-2-25）

（3）以上のように、本法科大学院の入試制度では、適性試験の成績をベースとしつつ、様々な能力や資質を有する学生を受け入れるために工夫をしている（多様性）。それぞれの選抜においては、選抜基準を明示し、合議によって出題・採点を行うなど、志願者の間で不公平が生じないように配慮している（客観性・公平性・開放性）。加えて、試験終了後、希望者に対して成績開示を実施している（透明性）。《別添資料4「成績開示制度」》。

入試制度がかなり複雑であることは否めないが、その内容については《別添資料1》及び《別添資料2》の「学生募集要項」，《別添資料3「ホームページの『入試制度』欄」》で明快に説明するとともに、志願者からの質問にもホームページ（「FAQ（よくある質問）」欄）で迅速かつ詳細に回答している（透明性）。

なお、特別選考及び一般選考のいずれについても、札幌と東京の二箇所に試験会場を設け、北海道外の志願者の便宜を図っている（開放性）。《別添資料5「大志ある法曹をめざして2009」》

基準 6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6－1－3 に係る状況) 本法科大学院の入試制度においては、入学資格を有するすべての志願者に対し、公正な機会を等しく確保している。

第1に、自校出身者等に関する優先枠が存在しない。【解釈指針 6－1－3－1】

第2に、前項で述べたように、客観的で公正な基準に従って入学者選抜を行っており質的にも公平性を担保している。

第3に、小論文試験や法律科目試験においては、採点に際して志願者の氏名等を隠す措置を講じている。

第4に、基準 6－1－2 で述べたように、札幌のみならず、東京にも試験会場を設けており、志願者数はむしろ東京会場の方が多い。《資料「志願者数の推移」》

第5に、合格者の内訳から見ても、本学出身者はこれまで2割から3割程度にとどまっている。《別添資料6「学生数の状況」(別紙様式2)》、《資料「本学出身者の比率」》。合格者の出身大学についても、広く全国から合格者を出しており、非常にバラエティに富んでいる。《資料「合格者の出身大学(4名以上)」》。以上は、入学者の選抜を公正に行っていることを裏付けるものである。【解釈指針 6－1－3－1】

なお、本法科大学院の入学に際しては、寄付等の募集は一切行っていない。【解釈指針 6－1－3－2】

資料「志願者数の推移」

	16年度*	17年度**	18年度	19年度	20年度***
総計(100名)	848	549	876	991	706
(札幌会場)	265	217	222	225	239
(東京会場)	583	332	654	786	467
一般選考(80名)	818	462	794	903	613
(札幌会場)	252	130	193	205	208
(東京会場)	566	332	601	698	405
特別選考(20名)	211	87	82	88	93
(札幌会場)	64	87	29	20	31
(東京会場)	147		53	68	62

*平成16年度については一般選考と特別選考の併願者を含む。

**平成17年度の特別選考は札幌会場でのみ実施。

***平成20年度より、一般選考と特別選考の募集人員を85名と15名に変更。

(出典：「北大時報」622号（平成18年1月号）16頁等)

資料「本学出身者の比率」

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
合格者数	118	129	143	151	128
北大出身 (%)	25(21.2%)	30(23.3%)	31(21.7%)	30(19.9%)	35(27.3%)
うち法学部 (%)	19(16.1%)	27(20.9%)	27(18.9%)	27(17.9%)	34(26.6%)

(出典：ホームページに公表された各年度の入試結果より作成)

資料「合格者の出身大学（4名以上）」

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
北海道大学 25名	北海道大学 30名	北海道大学 31名	北海道大学 30名	北海道大学 35名
東京大学 20名	早稲田大学 19名	早稲田大学 26名	早稲田大学 18名	東京大学 17名
早稲田大学 17名	東京大学 9名	東京大学 9名	東京大学 13名	早稲田大学 14名
京都大学 5名	中央大学 9名	慶應義塾大学 9名	京都大学 9名	慶應義塾大学 5名
慶應義塾大学 5名	一橋大学 8名	中央大学 8名	一橋大学 8名	東北大学 5名
中央大学 5名	慶應義塾大学 8名	一橋大学 4名	慶應義塾大学 7名	京都大学 4名
立命館大学 4名	京都大学 4名	青山学院大学 4名	東北大学 4名	
	東北大学 4名	立命館大学 4名	千葉大学 4名	
		同志社大学 4名	中央大学 4名	

(出典：ホームページに公表された各年度の入試結果より作成)

基準6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6－1－4に係る状況) 本法科大学院においては、上記のように(基準6－1－2参照)，適性試験の成績をベースとしつつ、様々な能力や資質を持った志願者を選抜する入試制度を採用している。

(1) 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等については、適性試験によって一般的に担保することとしている。【解釈指針6－1－4－1】

その上で、各選考においては、それぞれ異なった能力や資質に着眼して、多様な学生の受入を図っている。具体的にいえば、特別選考では、志願者の社会的ないし学問的実

績並びに法曹をめざす意欲を重視し、一般選考の3年課程では、適性試験の成績にあらわれた法曹としての一般的な適性、小論文試験の成績にあらわれた読解力・分析力・表現力、あるいは学修評価等にあらわれた素養や忍耐力を重視し、2年課程では、法律科目試験の成績にあらわれた法曹としての適性や忍耐力を重視して、それぞれ選抜を行っている。

小論文試験及び法律科目試験の問題は、すべてホームページにおいて公表している（各年度の「入試の結果」欄参照）。《別添資料7「北大法科大学院入学試験問題」》

(2) 入試における具体的選抜方法に関して、平成19年度実施の大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価において、「3年課程と2年課程を併願した場合の3年課程の選抜については、法学未修者に対しても学修評価枠において主として法律科目試験の成績が考慮されており、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない」との理由により、基準6-1-4を満たしていないと判断された。この結果を受けて、本法科大学院では、平成21年度入学試験（平成20年11月実施予定）について、以下のとおりに変更することとした。

すなわち、従来、2年課程と3年課程の併願者については、その入試選抜にあたって、2年課程の選抜に際して法律科目試験を課せられているので、その成績を3年課程での学修評価の対象とし、3年課程の選抜のための参考資料としていた。しかし、この点について上記のような評価を受けたため、この部分を変更し、併願者についても法律科目試験の成績は考慮せず、大学の成績等の学修評価を基礎に選抜を行なうこととした。《別添資料8「3年課程の一般選考の基準について（案）（資料2）（2008年7月17日法科大学院教員会議資料2）》，《別添資料9「平成20年法科大学院教員会議議事録」》

(3) 以上を制度全体との関係で概観すると、3年課程の選抜にあたり、3つの個別の枠ごとに合否を判定する方式に変更ではなく、またその枠のうち、適性試験枠と小論文試験枠は従前のとおりである。他方、上記の指摘を受けた学修評価枠に代わって、新たに「総合評価枠」を設け、小論文試験で比較的良好な成績をおさめ、かつ、学修評価でも比較的良好な者を合格とすることとしたが、この学修評価にあたっては、「出身大学・大学院の成績のほか、語学検定試験（TOEFLやTOEIC等）の成績、国家資格・各種試験、学位等、学習の成果を示す資料」をその評価対象とし、併願者について、2年課程の試験で課される法律科目試験の結果を参考資料として考慮することはしないこととした。この結果、総合評価枠においても、適性試験枠や小論文試験枠と同様、3年課程専願者と併願者とは区別なく、すべて同一の基準により選抜されることとなった。

(4) 上記の変更については、ホームページに「20年度からの変更点」として、「法律科目試験の結果を考慮しない」ことを明記して周知するとともに、募集要項の記載も改めた。《別添資料1「平成21年度法科大学院学生募集要項（特別選考）3頁」》，《別添資料2「平成21年度法科大学院学生募集要項（一般選考）3頁」》，《別添資料10「ホームページの『20年度からの変更点』」》

(5) 以上のように、3年課程の選抜にあたり、法律の知識に関する能力を量るものを見直して求めたり、加点・考慮要素とはしていない。

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6－1－5 に係る状況) 上記のように(基準 6－1－2 参照)，本法科大学院の入試制度においては、入学者の多様性を確保することを重視している。

第 1 に、一般選考と並び、社会経験を有する者及び他学部出身者を対象とする特別選考を設けている。【解釈指針 6－1－5－2】

第 2 に、一般選考においても、3 年課程の入学試験においては法学の知識を要求しておらず、他学部出身者が合格しやすい制度となっている。

第 3 に、同じく一般選考の3 年課程の場合、適性試験枠と小論文試験枠においては、平均的に能力があるよりも、むしろ一芸に秀でていることを重視する制度になっており、例えば論理的文章力等に秀でている者にとって合格しやすい仕組みとなっているため、多様な学識と能力の実績を適切に評価することができる。

他方、総合評価枠では、小論文試験と学修評価との双方に着目する仕組みになっており、それぞれの合格枠の評価の観点を変えることで、一層、多様性を実現する制度になっている。また総合評価枠における学修評価にあっては、第 1 次選抜におけるのと同様、語学検定試験の成績等も斟酌されるから、課外活動等の実績にも配慮する仕組みになっている。【解釈指針 6－1－5－1】

第 4 に、地元の北海道だけでなく、東京にも試験会場を設けることにより、出身地の多様化にも配慮している。

以上のような入試制度を採用していることの結果として、社会人(本法科大学院においては出願時に2 年以上の社会経験を有する者をいう)及び他学部出身者が占める比率は、3 割を上回っている。《資料「社会人及び非法学部出身者の割合」》，【解釈指針 6－1－5－3】，【解釈指針 6－1－5－4】

確かにその比率は、この間の全国的な動向も相まって、減少する傾向にあるが、すでに述べたように(基準 6－1－3 参照)，出身大学は多岐にわたっており、さらに合格者の年齢構成も非常に幅広い。《資料「合格者の年齢構成(入学時の年齢)」》

資料「社会人及び非法学部出身者の割合」

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
合格者数	118 名	129 名	143 名	151 名	128 名
法学部出身	66 名 (55. 9%)	94 名 (72. 9%)	103 名 (72. 0%)	106 名 (70. 2%)	93 名 (72. 7%)
他学部出身	52 名 (44. 1%)	35 名 (27. 1%)	40 名 (28. 0%)	45 名 (29. 8%)	31 名 (24. 2%)
社会人数	53 名 (44. 9%)	45 名 (34. 6%)	38 名 (26. 6%)	37 名 (24. 5%)	31 名 (24. 2%)
他学部出身者または社会人のいずれかに当たる者の数	73 名 (61. 9%)	53 名 (41. 1%)	56 名 (39. 2%)	70 名 (46. 4%)	49 名 (38. 3%)

(出典：ホームページに公表された各年度の入試結果等より作成)

資料「合格者の年齢構成（入学時の年齢）」

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
～24 歳	39	69	59	66	69
25～29 歳	41	32	35	35	30
30～34 歳	21	14	28	35	15
35～39 歳	11	10	16	11	7
40～44 歳	4	4	4	2	1
45～49 歳	1	0	1	2	1
50 歳～	1	0	0	0	1

(出典：ホームページに公表された各年度の入試結果より作成)

6－2 収容定員と在籍者数

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとなるないよう配慮されていること。

(基準 6－2－1 に係る状況) 本法科大学院の在籍者数は別紙様式 2 のとおりであり、恒常に収容定員を上回る状態にはない。【解釈指針 6－2－1－1】、【解釈指針 6－2－1－2】

原級留置者及び休学者は、《資料「原級留置者」》、《資料「休学者」》のとおりである。

資料「原級留置者」

	16 年度			17 年度			18 年度			19 年度		
	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年
2 年課程	2			4	2		4	2		1	0	
3 年課程	3			11	2		8	4	0	7	0	1

(出典：学籍簿)

資料「休学者」

	16 年度			17 年度			18 年度			19 年度			20 年度		
	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年
2 年課程	1			3	1		4	2		1	1		0	2	
3 年課程	4			11	1		13	4	0	7	1	2	5	0	0

(出典：学籍簿)

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6－2－2 に係る状況) 《別添資料 6 「学生数の状況（別紙様式 2）」》のとおり、年度によって入学者数が定員を若干上下しているが、これは入学辞退者数の予想が難しいことによるものであり、入学者数が所定の入学定員と大きく乖離している状態にはない。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点 :

1 多様な能力・資質を持った入学者を確保するため、多彩な選抜方法を採用している。特に、特別選考を設けることにより、社会人及び非法学部出身者の確保に努めており、その成果として、社会人及び非法学部出身者の割合、出身大学、年齢構成などの点において多様な学生が、実際に入学している。

2 アドミッション・ポリシーや選抜方法について募集要項やホームページ上で明快な説明を行うとともに、志願者等からの質問に対しても迅速かつ詳細に回答している。

(2) 改善を要する点 :

該当なし。